

国民健康保険被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、

国民健康保険税が減免されます

【減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **国民健康保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方

⇒ **国民健康保険税の一部を減免**

※収入減少による減免の要件 次の①から③までの要件をすべて満たす必要があります

世帯の主たる生計維持者について

①事業収入や給与収入等が、**前年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること

②前年の所得の合計額が**1000万円以下**であること

③収入減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○収入減少による**減免額**は、**減税対象税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額**になります。

<u>減税対象税額 (A×B/C)</u> ×	<u>合計所得金額に応じた減免割合 (D)</u>
A:世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額	主たる生計維持者の前年の合計所得が 300万円以下の場合 : 10分の10
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	400万円以下の場合 : 10分の8
C:主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の合計所得金額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、上記の減免対象税額の全部が免除されます。

※令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が設定されている保険税が対象となります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の生計を維持している方の事業収入・給与収入等が、昨年より3割以上減少する見込みの場合は、お問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】

御浜町役場税務課 TEL 05979-3-0510